

# 「雲仙天草国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」（案）のパブリックコメントの実施結果について

## 1. 概要

令和3年3月15日（月）から令和3年4月13日（火）までの間、今回の指定植物の指定に対する国民の皆様からの御意見を募集した結果について公表します。

## 2. 変更に対する国民の皆様からの意見募集の結果

### 【意見提出数】

- ・ 電子メールによるもの            1 通
- ・ 郵送によるもの                    0 通
- ・ F A Xによるもの                  0 通

### 【整理した意見総数】

- ・ 今回の指定案に係るもの        1 件

## 3. 今後の予定

令和3年12月27日（月） 官報告示

「雲仙天草国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」(案)  
 の指定に関するパブリックコメントの実施結果

意見番号	意見	件数	対応方針
1	指定後の管理について <意見内容> 異論はありませんが、不法な採取等はどのように取り締まりされるのでしょうか。	1	国立公園内において行われる行為については、各国立公園を所管する地方環境事務所等において、自然公園法に基づき適切に対応してまいります。